

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

2026.4.

三木市立三樹小学校

1 基本方針の策定について

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を及ぼす行為であり、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、いじめは「どの児童にも、どの学級でも起こりうる」という認識に立ち、すべての児童が安心して学校生活を送り、生き生きと活動できるよう、学校の内外を問わずいじめを根絶するための対策を推進する。特に、「小さいいじめも見逃さない、見逃さない」という毅然とした姿勢を教職員全員が共有し、児童のわずかな変化やサインを敏感に察知することに全力を注ぐ。また、児童自身が「いじめは人として決して許されない行為である」ことを深く理解し、自らいじめを行わず、また、いじめを認識しながら傍観することがないよう、豊かな心の育成に尽力する。

「いじめはしない・させない・許さない」を合言葉に、学校、家庭、地域が互いに連携協力し、未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいく。

【定義】 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめへの対応について

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学年にも起こりうるという意識をすべての教職員が持ち、いじめを生まない学校・学級風土づくりのために、関係者が一体となり組織的・継続的な取組を行う。

ア 教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、豊かな情操や道徳心、互いに友だちを尊重し合える態度などを養うために、道徳教育及び体験活動の充実を図る。

イ 自分を大切にするとともに他者の大切さを認め、お互いの人格を尊重し合うなど、豊かな心や人間関係を結ぶ力を育む教育を推進する。

ウ 学級活動や児童会活動等において、いじめの防止や互いを思いやる気持ちの大切さについて呼びかける活動など、児童が自分たちで考え実行する主体的な取組を通じて、いじめを許さない学級・学校づくりを促進する。

- エ カウンセラー等を講師としたカウンセリングマインド研修などを実施することで、危機管理意識の向上により、いじめに対する対応能力を高める。
- オ 児童用教材、保護者向け資料、教職員用マニュアル、地域向け資料の配布等、児童及びその保護者、教職員、地域に対して必要な広報その他の啓発活動を行い、いじめが児童の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る法令及び相談制度・救済制度について児童、保護者、教職員、地域住民の理解を促進する。
- カ 教職員がゆとりをもって児童と向き合う時間を確保し、一人一人の児童の状況や学級集団等の様子を日常的に把握するなど、いじめの防止等に適切に取り組む体制を整備する。
- キ ネット上のいじめに関して、学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、家庭でのルールづくりや児童に対してインターネット特有のトラブルが起こりうるという認識をもつことができるように指導をするとともに、保護者と緊密に連携・協力して行う。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から関わりを持ち、積極的にいじめ発見に取り組む。

ア 児童と保護者の心の相談に当たるとともに、教職員は日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、生活指導委員会等で児童の情報交換を定期的に行うなど、積極的に児童の情報交換を行うよう努める。

イ 県、市及び関係機関が設置するいじめに関する相談・通報窓口の周知を図るとともに、それぞれの対応機能についての情報共有や協力体制を構築し、児童や保護者等の相談に迅速・的確に対応する。

ウ アンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの早期発見に取り組む。

エ ネット上のいじめに関する書き込みや画像が発見された場合、被害の拡大を防ぐために、迅速に教育委員会や警察等の専門機関との連携を行う。また、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けた場合には、校長、教頭、生徒指導担当、学年代表、関係学級担任、養護教諭およびSC、SSC等で構成する「いじめ対応チーム」を即時に招

集し、緊急対応にあたる。本チームは、事案の発生から解決までを主導する機動的な組織として、迅速な情報共有および緊密な報告・相談の体制を徹底する。

イ 三木市教育委員会が作成した「いじめ対応マニュアル」に基づき対応を行う。

ウ 特定の教職員で抱え込まず、迅速かつ組織的な対応を行う。

エ 被害児童に対しては、「最後まで守り抜くこと」を伝える。さらに、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図るとともに、継続的な指導により自尊感情を高めていくよう配慮する。

オ 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

カ 全教職員の共通理解のもと、保護者やSCやSSW、子どもいじめ防止センター等の関係機関、警察等の専門機関と顕密に連携して対応に取り組む。

キ いじめ解消の要件を満たすまで少なくとも3か月複数の目で児童観察を継続する。

(いじめに係る行為が止んでいること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと)

ク ネット上のいじめへの対応についても、ア～キの早期対応の取組を行う。尚、情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題の状況に適した対応を講じる。

3 重大事態における対応について

(1) 重大事態とは

重大事態とは、以下の2点の状況を指す。

・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）

・「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合など)

または、児童や保護者からいじめにより重要事態に至ったという申立てがあった場合、学校長が判断する。

(2) 重大事態の対応について

学校長が重大事態と判断した場合、直ちに、三木市教育委員会に報告するとともに、学校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって調査を行い、重大事態の解決に当たる。なお、以下の状況では、三木市教育委員会が主体となって調査を行う。

・従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な成果を得られないと三木市教育委員会が判断する場合

・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

(3) 事実関係を明確にする調査の実施について(いじめ対応チーム)

学校長の指示のもと、「いじめ対応チーム」を組織し、以下の内容について調査を行う。

- ・いつ(いつ頃からか)
- ・誰から行われたか
- ・どのような対応であったか
- ・背景事情(児童同士の関係性など)にどのような問題があったか
- ・教職員等のこれまでの対応の事実確認

これらについて調査を行い、いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。また、いじめの因果関係の特定は急がずに、客観的な事実関係を速やかに調査する。その際に調査主体に不都合なことがあったとしても、事実解明に真摯に取り組む。

(4) 被害児童、保護者へ連絡

- ・調査により明らかになった事実関係について、適切に情報提供を行う。
- ・関係者の個人情報については十分に配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。また、調査アンケートについては児童や保護者に提供することを念頭に置き、調査に先立って、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置を行う。

(5) 三木市教育委員会に報告

- ・調査結果を報告する。
- ・いじめを受けた児童や保護者が希望する場合には、その児童と保護者の所見をまとめた文章の提供を受け、調査結果に添える。

(6) 関係児童に対する措置

- ・いじめを受けた児童や保護者の心の傷を取り除くため、スクールカウンセラー等、関係機関と連携を図りながら対応していく。

重大事案対応図

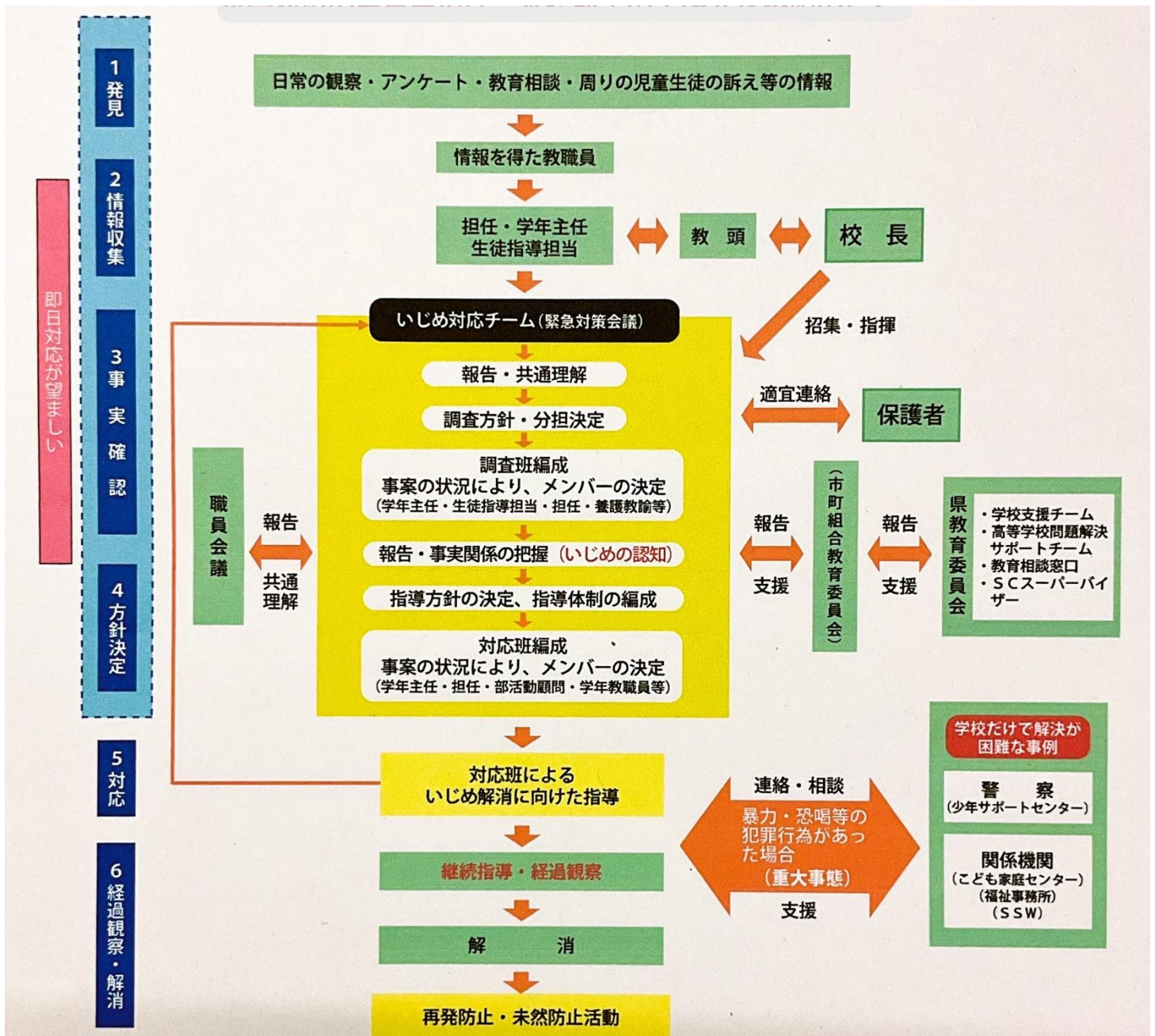


図 1

※重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えたり、公平性・中立性を確保したりするように努める。

引用：いじめ対応マニュアル改訂版(兵庫県教育委員会)

4 いじめの未然防止、早期発見、対応に向けた取組及び年間指導計画

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	職員会議 *生活指導委員会 ・基本方針・年間計画の確認 ・いじめ対応マニュアルの確認	人権教育の年間計画 道徳教育の年間計画 いじめ未然防止の年間計画	
5	*生活指導委員会	人権標語・作文・ポスターの作成	心のアンケート検討
6	*生活指導委員会	あいさつ週間の実施	心のアンケート①実施
7	*生活指導委員会	いじめ防止の標語	カウンセリング週間の実施
8	職員研修（小中合同研修会） 校内研修（カウンセリング等）		心のアンケート結果の考察
9	*生活指導委員会 ・2、3学期の計画	あいさつ週間の実施 情報モラル講演会 (6年生) 人権月間 ↓ 親子人権学習	
10	*生活指導委員会	↓ 防災訓練	
11	*生活指導委員会		心のアンケート②実施
12	*生活指導委員会		カウンセリング週間の実施 心のアンケート結果の考察
1	*生活指導委員会	防災訓練	
2	*生活指導委員会	あいさつ週間の実施	心のアンケート③実施
3	*生活指導委員会 ・本年度のまとめ ・来年度への課題検討 ・基本方針の見直し		カウンセリング週間の実施 心のアンケート結果の考察

*生活指導委員会は毎月第一水曜日を定例会とし、いじめ及び問題行動、不登校問題の情報交換と対応策を検討し、共通理解をはかる。

*緊急時には臨時生活指導委員会を適宜開催する。